

# 届出・手続き

## 住民登録・マイナンバーカード

### 住所や世帯が変わったら

市民課 TEL 029-232-9157

住所や世帯に変更があったときには、忘れずに届出をしてください。

| 種類                              | 届出期間               | 届出に必要なもの   |
|---------------------------------|--------------------|--|
| 転入届（市外・国外から移ってきたとき）             | 転入した日から14日以内       | <b>【届出に共通して必要なもの】</b><br>・届出人の本人確認ができるもの ※1<br>・マイナンバーカード（個人番号カード）または住民基本台帳カード<br>・外国人の方は、在留カード等<br><b>【追加で必要なもの】</b><br>（転入のとき）<br>・転出証明書（前住所地で交付を受けたもの）<br>・住所・方書名称のわかるもの（賃貸借契約書）<br>・国外からの転入は、戸籍謄本、戸籍の附票、パスポート（転居のとき）<br>・住所・方書名称のわかるもの（賃貸借契約書） |
| 転居届（市内で住所が変わったとき）               | 転居した日から14日以内       |  |
| 転出届（市外・国外へ住所を移すとき）              | 転出する前（転出後14日以内を含む） |  |
| 世帯変更届<br>（同じ住所で世帯または世帯主が変わったとき） | 変更した日から14日以内       |  |

※1 ・1点でよいもの  
 運転免許証、写真付住民基本台帳カード、マイナンバーカード（個人番号カード）、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、写真付身体障害者手帳など

・2点以上必要なもの  
 各種保険証、年金手帳、預金通帳、社員証、学生証など  
 ※代理人が届出する場合、委任者が自署押印をした委任状が必要。

### マイナンバーカード（個人番号カード）

市民課 TEL 029-291-3916

届出・手続き

プラスチック製のICチップ付きカードで、マイナンバーの提示と本人確認が1枚で行える唯一のカードです。また、一般的な身分証として、官民間問わず利用できます。

そのほかにも、マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続きのオンライン申請に利用できるほか、コンビニで住民票、印鑑登録証明書、課税証明書を取得できます。

#### ▼申請方法

申請方法は3通りあります。（次の（1）～（3）のいずれか）

（1）スマートフォン・パソコンによるWEB申請（交付時来庁方式）

①（スマートフォンのとき）個人番号カード交付申請書にある二次元コードを読み込む

（パソコンのとき）「個人番号カード総合サイト」で個人番号カード交付申請書に記載された申請書IDを入力する

②メールアドレスを入力し、顔写真をアップロードする

③カードができ上がりましたら、水戸市から「交付通知書」を郵送します

（2）郵送による申請（交付時来庁方式）

①個人番号カード交付申請書に、署名または記名・押印し、顔写真を貼り付け、電話番号を記入する

②交付申請書を送付用封筒に入れて、郵送する

③カードができ上がりましたら、水戸市から「交付通知書」を郵送します

（3）窓口での申請（申請時来庁方式）

①本人確認書類などの必要書類（右記の「必要書類」参

照）を持参し、申請者本人が市民課で申請する

※申請手続きを代理人が行うことはできません。15歳未満の方または成年被後見人は、法定代理人もご一緒にお越しください。

②カードができ上がりましたら、水戸市から「本人限定受取郵便」によりカードを郵送します

#### 必要書類

|   |  |
|---|--|
| 1 | 申請書（窓口にもご用意があります）  |
| 2 | 通知カード（紛失している場合は不要です）   |
| 3 | 顔写真（写真は、縦4.5センチ×横3.5センチ、6か月以内に撮影、正面を向いて無帽・無背景のもの）  |
| 4 | 本人確認書類 次の表の(A) から2点または、(A)・(B) から各1点ずつ（15歳未満の方または成年被後見人に同行する法定代理人も同様に必要）                                 |
| 5 | 代理権者の確認書類：戸籍謄本その他の資格を証明する書類 ただし、15歳未満の方で、本籍地が水戸市である場合または代理人と同一世帯かつ親子関係にある場合は不要（15歳未満の方または成年被後見人の法定代理人のみ） |
| 6 | 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）   |

#### 本人確認書類（いずれも有効期限内であること）

|     |  |
|-----|--|
| (A) | 住民基本台帳カード、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降）、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証、一時庇護許可書、仮滞在許可書<br>※いずれも写真付きであること。 |
| (B) | (A) 以外の、「漢字氏名・生年月日」または「漢字氏名・住所」が記載され、水戸市が適当と認めるもの<br>(例) 健康保険証、介護保険証、医療受給者証（マル福）、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、診察券 など       |

※詳細は、市ホームページをご覧ください。市民課マイナンバー担当（TEL 029-291-3916）へお問合せください。また、申請書をお持ちでない方もお問合せください。

**建設** エリアマップ6図 C-2

お庭のことならどうぞ相談も丁寧にお答えします。

**THE GARDEN'S 公隆建設 (有)**

わかりやすく的確に、最新CADを使用したお庭造りのご提案をしております。完成イメージをご確認頂けるので、イメージ通りの仕上がりになります。

水戸市鯉淵町4094-1  
 TEL:029-259-6535 FAX:029-259-7210  
 受付時間 / 9:00 - 17:00 定休日 / 祝日  
 URL: <https://gardens-mito.jp/>

P お灸5台)



## 戸籍

市民課 TEL 029-239-3246

戸籍は、個人の身分関係を明らかにする大切なものです。戸籍には、本籍地、筆頭者氏名のほか各人の名、生年月日や続柄、出生、死亡、婚姻、離婚その他の身分関係が記載されています。戸籍の届出には、次のようなものがあります。

| 種類<br>◇…20歳以上の証人が2名必要。 | ①届出の期間<br>②届出人<br>③届出の場所  | 必要なもの   |
|------------------------|---|---|
| 出生届                    | ①生まれた日を含めて14日以内<br>②父または母（未婚のときは母）、同居者、医師、助産師、その他の立会者の順<br>③子の本籍地か届出人の住民登録地または出生地                                     | 出生届書、出生証明書、母子健康手帳、届出人の印鑑  |
| 死亡届                    | ①死亡の事実を知った日から7日以内<br>②同居の親族・同居していない親族、同居者、家主・地主・家屋か土地の管理人、後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者の順<br>③亡くなった方の本籍地か届出人の住民登録地または死亡地 | 死亡届書、死亡診断書、届出人の印鑑、届出人が後見人・保佐人・補助人・任意後見人・任意後見受任者の場合には、それを証明するもの                            |
| 死産届                    | ①死産後7日以内<br>②出生届と同じ<br>③届出人の住民登録地か死産地   | 死産届書、死産証書、届出人の印鑑  |
| 婚姻届◇                   | ①届出のときから効力があります<br>②夫と妻<br>③夫または妻の本籍地か住民登録地   | 婚姻届書、届出地に本籍がないときは戸籍謄本か戸籍全部事項証明書、夫・妻の印鑑（旧姓）、夫・妻が未成年の場合は両親の同意書                              |
| 離婚届                    | 協議◇<br>①届出のときから効力があります<br>②夫と妻<br>③夫婦の本籍地か夫または妻の住民登録地   | 離婚届書、届出地に本籍がないときは戸籍謄本か戸籍全部事項証明書、裁判離婚のときは調停調書か裁判の謄本と確定証明書、夫・妻の印鑑（裁判離婚のときは届出人の印鑑）           |
|                        | 裁判<br>①裁判確定または調停成立の日から10日以内<br>②訴えた人<br>③夫婦の本籍地か訴えた人の住民登録地  |   |
| 養子縁組届◇                 | ①届出のときから効力があります<br>②養親と養子（15歳未満のときは法定代理人）<br>③養親または養子の本籍地か住民登録地   | 養子縁組届書、届出地に本籍がないときは戸籍謄本か戸籍全部事項証明書、監護をすべきまたは配偶者の同意を要するときはその同意書、裁判による縁組のときは審判書謄本、届出人の印鑑     |
| 養子離縁届                  | 協議◇<br>①届出のときから効力があります<br>②養親と養子（15歳未満のときは法定代理人）<br>③養親または養子の本籍地か住民登録地  | 養子離縁届書、届出地に本籍がないときは戸籍謄本か戸籍全部事項証明書、裁判離縁のときは調停調書か裁判の謄本と確定証明書、届出人の印鑑                         |
|                        | 裁判<br>①裁判確定または調停成立の日から10日以内<br>②訴えた人<br>③養親または養子の本籍地か訴えた人の住民登録地   |   |
| 認知届                    | 任意<br>①届出のときから効力があります<br>②認知しようとする人<br>③認知しようとする人または認知される子の本籍地か認知しようとする人の住民登録地  | 認知届書、届出地に本籍がないときは戸籍謄本か戸籍全部事項証明書、裁判による場合は判決または審判の謄本と確定証明書、任意のときは認知しようとする人の印鑑、裁判のときは訴えた人の印鑑 |
|                        | 裁判<br>①裁判確定の日から10日以内<br>②訴えた人<br>③認知しようとする人または認知される子の本籍地か訴えた人の住民登録地   |   |
| 分籍届                    | ①届出のときから効力があります<br>②分籍しようとする人（20歳以上の者で筆頭者及びその配偶者以外の者）<br>③分籍しようとする人の本籍地か住民登録地または分籍地                                   | 分籍届書、戸籍謄本か戸籍全部事項証明書（水戸市内間の場合は不要）、分籍する者の印鑑   |
| 転籍届                    | ①届出のときから効力があります<br>②筆頭者と配偶者<br>③届出人の本籍地か住民登録地または転籍地   | 転籍届書、戸籍謄本か戸籍全部事項証明書（水戸市内間の場合は不要）、筆頭者と配偶者の印鑑   |

届出・手続き

※婚姻、協議離婚、養子縁組、養子離縁、認知等の創設的な届出については、届出人の本人確認書類（運転免許証、パスポート、写真付住民基本台帳カード、マイナンバーカード（個人番号カード）など）を持参してください。

司法書士 エリアマップ図 D-2

相続・登記・借金のことなら

## 黒澤司法書士事務所

相続手続や各種登記、債務整理を中心に、身近な生活上の法律問題を解決するサポートをいたします。まずはお気軽にご相談ください。

水戸市吉沢町177-1  
TEL:029-212-3138 FAX:029-212-3139  
営業時間 / 9:00 ~ 18:00 定休日 / 土曜・日曜・祝日  
URL: <http://www.kurosawaryota.jp/> E-mail: [info@kurosawaryota.jp](mailto:info@kurosawaryota.jp)



黒澤司法書士事務所  
TEL:029-212-3138

P あり

# 届出・手続き

## 各種証明書の発行

市民課 TEL 029-232-9157

各種証明書取扱時間／午前8時30分～午後5時15分（土曜日・日曜日、祝日、年末年始を除く）※市民課については、毎週水曜日は午後7時まで。

|                           | 受付場所 |      |                       | 手数料<br>(1件あたり)           |
|---------------------------|------|------|-----------------------|--------------------------|
|                           | 市民課  | 各出張所 | 各市民センター・<br>パスポートセンター |                          |
| 住民票の写し                    | ○    | ○    | ○                     | 350円                     |
| 広域交付住民票                   | ○    | ○    | ×                     | 350円                     |
| 住民票記載事項証明書                | ○    | ○    | ○                     | 350円                     |
| 軽自動車住所証明書                 | ○    | ○    | ○                     | 無料                       |
| 住民基本台帳の閲覧                 | ○    | ×    | ×                     | 350円                     |
| 戸籍謄(抄)本                   | ○    | ○    | ○                     | 450円                     |
| 除籍謄本                      | ○    | ○    | ○                     | 750円                     |
| 改製原戸籍                     | ○    | ○    | ○                     | 750円                     |
| 戸籍附票                      | ○    | ○    | ○                     | 350円                     |
| 身分証明書                     | ○    | ○    | ○                     | 350円                     |
| 独身証明書                     | ○    | ○    | ○                     | 350円                     |
| 戸籍記載事項証明書                 | ○    | ○    | ×                     | 350円                     |
| 受理証明書<br>(婚姻・死亡など)        | ○    | ○    | ○                     | 350円                     |
| 特別受理証明書                   | ○    | ×    | ×                     | 1,400円                   |
| 印鑑登録                      | ○    | ○    | ×                     | 登録・廃止は<br>無料、亡失登録は500円   |
| 印鑑登録証明書                   | ○    | ○    | ○                     | 350円                     |
| 市税に関する証明書                 | ○    | ○    | ○                     | 350円                     |
| 所在証明書                     | ○    | ○    | ○                     | 350円                     |
| 不在籍不在住証明書                 | ○    | ×    | ×                     | 350円                     |
| 臨時運行許可<br>(仮ナンバー)         | ○    | ○    | ×                     | 750円                     |
| 埋火葬許可申請書の<br>写し           | ○    | ○    | ×                     | 350円                     |
| マイナンバーカード<br>(個人番号カード) 交付 | ○    | ○    | ×                     | 交付は無料、<br>亡失再交付は<br>800円 |
| 公的個人認証サービス                | ○    | ○    | ×                     | 無料、亡失再<br>交付は200円        |

※税関係証明書は、税担当課のみで発行するものがあります。三の丸市民センター、稲荷第一市民センター、内原市民センターでは、証明などの窓口業務は行っておりません。各受付の場所などについては18ページをご覧ください。

## 印鑑登録申請

市民課 TEL 029-232-9157

水戸市に住民登録している方が登録できます。ただし、15歳未満の方・意思能力を有しない方は登録できません。登録できる印鑑は一人一つです。また、一つの印鑑を共用して登録することはできません。

※申請に必要なものなど、詳細は、市ホームページをご覧ください。市民課へお問合せください。(右記の二次元コードからアクセスできます。)



## 税など

### 市民税など

市民税課  
TEL 029-232-9138

#### ■ 個人市民税

水戸市に住所を有する個人には、前年の所得に応じて計算された市民税が課税されます。市民税は、均等割と所得割の合計額によって算定されます。

前年度の申告内容をもとに毎年1月下旬から2月初旬にかけて申告書を送付します。詳細は、市ホームページをご覧ください。

#### ▼ 市民税の申告

毎年1月1日現在、水戸市に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方は、市民税の申告が必要です。

- 営業や農業など事業を営んでいる
- 不動産所得、利子所得、配当所得などがある
- 公的年金などの雑所得以外に雑所得、一時所得等がある
- 給与所得者で、給与の支払者・勤務先から給与支払報告書が市に提出されていない
- 医療費控除・扶養控除などを受けようとしている

※税務署に所得税の確定申告書を提出した方は、市民税の申告は必要ありません。

※水戸市内に住んでいない方であっても、水戸市内に家屋・事務所などを有する個人は、均等割の納税義務が生じます。

#### ■ 法人市民税

市内に事務所または事業所を有する法人などは、法人市民税の納税義務が生じます。

※このほかの法人なども対象となる場合があります。詳細は、市ホームページをご覧ください。

#### ■ 軽自動車税(種別割)

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車などの所有者に対して課税される税金です。

軽自動車税(種別割)の納税通知書は、毎年5月中旬頃に送付しますので、5月末までに納めてください。

納税義務者は、毎年4月1日現在、市内に主たる定置場がある軽自動車などを所有している人です。4月1日に所有者であれば、4月2日以降に廃車してもその年度分の軽自動車税(種別割)を納付する必要があります。

### 相続税申告・相談

あい  
藍

税 理 士

税理士 横山 哲郎

水戸市柵町 1-5-13

### 中小企業経営と法人税申告

士 法 人

税理士 田崎 昇

TEL : 029-227-3916

FAX : 029-221-4773

E-mail : mito@aitax.or.jp



### ▼申告

軽自動車などの取得や、申告事項に変更があった場合は15日以内、軽自動車などを廃車または譲渡した場合は30日以内に申告をしてください。詳細は、市ホームページをご覧ください。市ホームページを閲覧になるか、市民税課へお問合せください。

## 固定資産税

資産税課  
TEL 029-232-9141

固定資産税は、毎年1月1日に、土地・家屋・償却資産を所有している方が、それらの資産の価格をもとに算定された税額を市町村に納付する税金です。詳細は、市ホームページをご覧ください。市ホームページを閲覧になるか、資産税課へお問合せください。

### ▼申告・届出

次の場合は、資産税課に届出てください。届出用紙は資産税課にあります。また、市ホームページからも入手できます。

- ・家屋を取り壊した…「家屋滅失届」を提出
- ・土地・家屋の所有者が死亡した…「相続人代表者指定届兼現所有者申告書」を提出

## 市税などは納期限までに納付しましょう

収税課  
TEL 029-232-9145

税金は、市民の皆さんの生活や健康を守り、住みよいまちづくりを進めるための大切な財源となります。納期限までの納付にご協力ください。

### ▼便利で確実な口座振替を活用しませんか

市税の納期限の日に、預貯金口座から自動的に納付される、口座振替払の申込みを受付けています。

**対象税目**／個人市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税（種別割）

**納付方法**／期別ごとの振替（納期限の日ごとに振替する方法）または全期分の一括振替（第1期分の納期限の日に1年分を全額振替する方法）※税目ごとに2種類の振替方法から選択できます。（軽自動車税（種別割）を除く。）

**受付期間**／1年を通して受け付けます。※年度途中で「全期分の一括振替」を申込みの場合、申込んだ当年度分は、「期別ごとの振替」となり、翌年度分から「全期分の一括振替」となります。

**申込み**／市内の金融機関に納税通知書、預貯金通帳、届出印をお持ちになり、備付けの用紙に記入のうえ、申込んでください。後日、振替開始時期が記載された「口座振替開始のお知らせ」のながきを送付します。

※すでに口座振替を利用している方で、振替方法を変更する場合にも再度申込みが必要になります。

※その他の納付方法や納付についてのご相談は、収税課へお問合せください。

## 健康保険・年金など

### 国民健康保険の加入

国保年金課 加入・脱退の届出...TEL 029-232-9526  
給付...TEL 029-232-9166

#### ■加入する方

職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）に加入している方と、その被扶養者、後期高齢者医療制度に該当している方、生活保護を受けている方以外の方は、国保の加入者（被保険者）となります。外国籍の方で3か月を超えて日本に滞在すると認められた方も同様です。75歳以上の方（65歳以上で、一定の障害がある方を含む）は国保ではなく、後期高齢者医療制度加入者（被保険者）となります。

#### ■国民健康保険税

国民健康保険税は前年の所得額、加入者数などに基づいて計算されます。国民健康保険税は市区町村ごとに決められていて、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を国民健康保険税として納付していただきます。

なお、65歳～74歳の被保険者だけの世帯は、年金からの天引きになる場合があります。

国民健康保険は、いつ起こるかかわからない病気やけがに備えて、加入者の皆さんが国民健康保険税を出し合い、必要な医療費などにあてる助け合いの制度です。納期限内の納付にご協力ください。

#### ■納税義務者

国民健康保険税は世帯単位で計算しますので、世帯主が納税義務者となります。納税通知書等のお知らせは、すべて世帯主あてにお送りします。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯主が納税義務者になりますが、世帯主の所得等は課税の対象になりません。

### 国民健康保険の届出

国保年金課 加入・脱退の届出...TEL 029-232-9526  
給付...TEL 029-232-9166

次のようなとき、世帯主は必ず14日以内に届出をしてください。国民健康保険の加入や脱退の届出が遅れると、国民健康保険税をさかのぼって納めることになったり、ほかの健康保険と重複して保険税を請求されたりしますので、早めに届出をするようお願いいたします。

# 届出・手続き

| こんなとき       |                            | 必要なもの  |        |
|-------------|----------------------------|--|--------|
| 加入する<br>国保に | 他の市区町村から転入してきたとき           | 前年分の所得証明など（ない場合は水戸市から前住所地に照会します）   | 印鑑     |
|             | 職場の健康保険を脱退したとき             | 資格喪失証明書または退職証明など退職日の確認ができるもの   |        |
|             | 家族の健康保険の被扶養者からはずれたとき       | 資格喪失証明書または被扶養者からはずれた証明書  |        |
|             | 子どもが生まれたとき                 | 母子健康手帳   |        |
|             | 生活保護を受けなくなったとき             | 保護廃止（停止）決定通知書  |        |
| 脱退する<br>国保を | 他の市区町村に転出するとき              |  | 保険証・印鑑 |
|             | 職場の健康保険に加入したとき             | 国保と加入した健康保険の両方の保険証<br>（職場の保険証が未交付の場合は加入したことを証明できるもの）                     |        |
|             | 家族の健康保険の被扶養者になったとき         |  |        |
|             | 国保の被保険者が死亡したとき             |  |        |
|             | 生活保護を受けるようになったとき           | 保護開始決定通知書  |        |
| その他         | 市内で住所が変わったとき               |  | 印鑑     |
|             | 世帯主や氏名が変わったとき              |  |        |
|             | 世帯を分けたり、一緒にしたとき            |  |        |
|             | 修学や施設入所などで市外に住所を移したとき      | 在学（在園）証明書 ※保険証の更新には、毎年申請が必要です。また、修学や施設入所を終えた場合などは、その届出が必要です。             |        |
|             | 保険証をなくしたとき、または汚れて使えなくなったとき | 本人であることを証明するもの（運転免許証、パスポート、在留カードなど）<br>※別世帯の方が保険証の再発行申請をする場合には、委任状が必要です。 |        |

※上記手続きの際、窓口で保険証を受取る場合は、本人であることを証明するもの（運転免許証、パスポート、在留カードなど）が必要です。別世帯の方が受取る場合は、委任状が必要です。

※国保の各種手続きにはマイナンバーの記入が必要です。マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カードをお持ちください。

届出・手続き

## 国民健康保険の給付

国保年金課  
TEL 029-232-9166

### 療養の給付

被保険者が医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担割合は下記のとおりです。医療費の残りの分は保険者の市町村が医療機関に支払います。

- 70歳以上の方… 2割（現役並み所得の方は3割）
- 義務教育就学前の方… 2割
- 上記以外の方… 3割

### 高額療養費

1か月に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、その超えた金額を払い戻します。なお、限度額適用認定証を医療機関の窓口で提示した場合には自己負担限度額までの支払いとなります。

### その他

このほか、被保険者が出産したとき出産育児一時金が42万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関などにおいて出産した場合は40.4万円）、被保険者が死亡した際に、葬祭を行った喪主の方に葬祭費が5万円支給されます。

## 医療費の助成

国保年金課  
TEL 029-232-9166

### 妊産婦・子ども・ひとり親家庭の親とその子・重度心身障害者等の医療費の助成

#### ▼妊産婦

対象／母子健康手帳の交付を受けた妊産婦

#### ▼子ども

対象／高校生までの者

#### ▼ひとり親家庭の親とその子

対象／①ひとり親家庭の18歳未満の児童とその親 ②ひとり親家庭の20歳未満の障害児及び高校在学者とその親

#### ▼重度心身障害者等

- ①身体障害者手帳1、2級に該当する方
- ②身体障害者手帳単独3級に該当しその障害名が内部障害の方
- ③療育手帳の交付を受け「A」または「A」判定の方
- ④障害年金1級に該当する方
- ⑤特別児童扶養手当1級に該当する方
- ⑥精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方

※65歳以上75歳未満の重度心身障害者の方は、後期高齢者医療制度の被保険者になることが要件となります。



※医療福祉費受給者証の交付申請後から医療費の助成を行いますので、該当すると思われる方は早めに手続きをしてください。なお、所得による制限があるほか、手続きごとに必要なものが異なります。詳細は、国保年金課へお問合せください。

## 後期高齢者医療制度

▶国保年金課 TEL 029-232-9528  
茨城県後期高齢者医療広域連合  
TEL 029-309-1213

### ▼対象

75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で、一定の障害があると認定された方

### ▼後期高齢者医療保険料

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

### ▼納め方

#### ・特別徴収

年金（年額18万円以上）を受給している方は、年金か

らの差引きにより保険料を納付いただけます。

#### ・普通徴収

年金受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金額の2分の1を超える方は、納付書（口座振替を含む）により保険料を金融機関などで納期限までに納付いただけます。

※保険料は、特別徴収から口座振替によるお支払いに変更できます。その場合、手続きが必要になりますので、お問合せください。

### ■医療機関にかかるとき

#### ▼一部負担金の割合

1割（現役並み所得の方は3割）

#### ▼高額療養費

1か月の医療費が高額になったときは、自己負担限度額までの支払いで済みます。ただし、複数の医療機関にかかり、合計で自己負担額を超える窓口負担をした場合は、後日、高額療養費として支給されます。

## 年金

▶国保年金課 TEL 029-232-9529

### ■国民年金

#### ▼年金加入

国民年金は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度で、下表の3種類に分けられます。

| 種別      | 対象者   | 保険料納付方法   |
|---------|---|---|
| 第1号被保険者 | 農業、自営業者とその配偶者、大学や専門学校の子生、サラリーマンの配偶者でも扶養になっていない方などで、日本国内に住所を有する年齢が20歳以上60歳未満の方 | 国からの納付書により個別に納付してください。口座振替を利用すると、納め忘れもなくなり便利です  |
| 第2号被保険者 | 会社員や公務員など、厚生年金や各種共済組合の被保険者本人  | 国民年金（基礎年金）分も含めて、勤務先で給与から天引きされますので自分で納める必要はありません |
| 第3号被保険者 | 第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方   | 自分で納める必要はありません                                  |

#### ▼任意加入

次の方は希望により国民年金に任意加入できます。（厚生年金保険、共済組合などの加入者を除きます。）

- ・日本人で外国に居住する20歳以上60歳未満の方
- ・日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方及び日本人で外国に居住する60歳以上65歳未満の方で、かつ、老齢基礎年金の繰上げ受給を受けておらず、保険料の納付月数が480月未満の方
- ・日本国内に住所を有する65歳以上70歳未満の方及び日本人で外国に居住する65歳以上70歳未満の方で、かつ、老齢基礎年金を受けるための受給資格期間を満たしていな

い方（昭和40年4月1日以前に生まれた方に限ります。）

#### ▼保険料

定額保険料…1か月16,540円（令和2年度）

#### ▼保険料の免除、猶予

国民年金には、経済上の理由などにより保険料の納付が困難なときは、本人が申請して承認されれば免除される「全額・3/4・半額・1/4」の多段階免除制度があります。

また、50歳未満（平成28年6月までは30歳未満）の方のみを対象として、保険料の納付が猶予される納付猶予制度があります。

### 介護・福祉

エリアマップ3圏 C-3

入所 短期入所 通所リハビリ

## 医療法人省和会 介護老人保健施設つまさと

内原イオン近くにあるリハビリ施設です。医師、看護師、介護士、リハビリ職員、栄養士が皆様のお身体を元気にいたします。

■水戸市有賀町2228 ■TEL:029-259-7677 ■FAX:029-259-7633

【協力病院 長田医院】



P あり



なお、免除・猶予された期間分は、年金の受給資格期間に算入されますが、年金は減額されますので、追納をお勧めします。

#### ▼学生納付特例制度

所得が少なく納付が困難な学生については、本人が申請して承認されれば、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

なお、承認期間は年金受給資格期間に算入されますが、年金は減額されますので、追納をお勧めします。

#### ■受けられる年金

##### ▼老齢基礎年金

65歳になったときに支給される全国民に共通した年金です。ただし、保険料納付済期間（免除を受けた期間も含む）が、一定以上あることが必要です。

##### 老齢基礎年金の計算式（令和2年4月現在）

$$\frac{781,700円 \times \text{納付済月数} + (\text{全額免除月数} \times 1/2) + (3/4\text{免除月数} \times 5/8) + (\text{半額免除月数} \times 3/4) + (1/4\text{免除月数} \times 7/8)}{40\text{年 (加入可能年数)} \times 12\text{月}}$$

※ただし、平成21年3月分までは、全額免除は1/3、3/4免除は1/2、半額免除は2/3、1/4免除は5/6により、それぞれ計算されます。

##### ▼障害基礎年金

国民年金加入中及び20歳前や60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間の病気やケガによって、一定の障害状態になった場合に支給されます。ただし、初診日の前日において、初診日の月の前々月までの公的年金加入期間の2/3以上の保険料納付済期間（免除期間等も含む）があること、または、初診日において65歳未満であり、初診日の月の前々

#### ▼こんなときは届け出を

届け出を忘れると、将来、年金を受けられなくなる場合もありますので、ご注意ください。添付書類が必要な場合もありますので、届出をする前に事前に、国保年金課（TEL 029-232-9529）に確認してください。

| 届出    |                                   | 必要なもの                                     |
|-------|-----------------------------------|---|
| 加入のとき | 会社をやめたとき                          | 年金手帳、退職の年月日がわかる書類、印鑑、身分証明書                |
|       | 配偶者の扶養からはずれたとき（本人が第3号被保険者の場合）     | 年金手帳、資格喪失証明書、印鑑、身分証明書                     |
| 加入中   | 会社に入ったとき                          | 勤務先に照会                                    |
|       | 配偶者に扶養されるようになったとき（配偶者が第2号被保険者の場合） | 配偶者の勤務先に照会                                |
|       | 海外に転出するとき                         | 年金手帳、印鑑、身分証明書                             |
|       | 手帳をなくしたとき（本人が第1号被保険者の場合）          | 印鑑、身分証明書                                  |
| 受給中   | 年金受給権者の住所・氏名・支払機関の変更              | 年金事務所へ照会                                  |
|       | 年金証書をなくしたとき                       | ※詳細は、水戸北年金事務所（TEL 029-231-2283）へお問合せください。 |

月までの1年間に保険料未納がないことが条件になります。

**年金額（令和2年4月1日現在）** / 1級…977,125円  
2級…781,700円

※18歳到達年度の末日（3月31日）を経過していない子（障害年金の障害等級1級または2級の子は20歳未満）がいる場合は、子の加算額が付きま。

##### ▼遺族基礎年金

国民年金加入中または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方が死亡した時、その方によって生計を維持されていた子のある配偶者または子に支給されます。子とは、18歳到達年度の末日（3月31日）を経過していない子（障害年金の障害等級1級または2級の子は20歳未満）に限ります。

ただし、死亡した方について、死亡日の前日において、死亡日の月の前々月までの公的年金加入期間の2/3以上の保険料納付済期間（免除期間等も含む）があること、または、死亡日において65歳未満であり、死亡日の月の前々月までの1年間に保険料未納がないことが条件になります。

**年金額（令和2年4月1日現在）** / 781,700円 + 子の加算額  
※子の加算額…第1子・第2子 各 224,900円、  
第3子以降 各 75,000円。

##### ▼その他の給付

- ・寡婦年金
- ・死亡一時金
- ・特別障害給付金